

5 月 NEWS

(1) 税制情報

今回の税制改正情報では、印紙税について書きたいと思います。

昨年、平成 25 年 3 月 30 日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律案」により平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される領収書等について、印紙税の一部変更がされています。

1. 「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

平成 25 年 3 月 31 日までの「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされてきましたが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、受取金額が 5 万円未満のものについて非課税とされています。

2. 「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書の印紙税を軽減する措置が平成 30 年 3 月 31 日まで延長されます。また、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、印紙税の軽減措置が拡充されています。

①平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に作成される「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」に係る印紙税の税率は、下表に掲げる金額の区分に応じ、軽減後の税率欄になります。

契約金額	本則税率	軽減後の税率	軽減額
1 千万円超 5 千万円以下	2 万円	1 万 5 千円	5 千円(25%軽減)
5 千万円超 1 億円以下	6 万円	4 万 5 千円	1 万 5 千円(25%軽減)
1 億円超 5 億円以下	10 万円	8 万円	2 万円(20%軽減)
5 億円超 10 億円以下	20 万円	18 万円	2 万円(10%軽減)
10 億円超 50 億円以下	40 万円	36 万円	4 万円(10%軽減)
50 億円超	60 万円	54 万円	6 万円(10%軽減)

②平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に作成される不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」に係る印紙税の税率は、下表に掲げる金額の区分に応じ、軽減後の税率欄になります。

契約金額		本則税率	軽減後の税率	軽減額
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10 万円超 50 万円以下	100 万円超 200 万円以下	400 円	200 円	200 円(50%軽減)
50 万円超 100 万円以下	200 万円超 300 万円以下	1 千円	500 円	500 円(50%軽減)
100 万円超 500 万円以下	300 万円超 500 万円以下	2 千円	1 千円	1 千円(50%軽減)
500 万円超	1 千万円以下	1 万円	5 千円	5 千円(50%軽減)
1 千万円超	5 千万円以下	2 万円	1 万円	1 万円(50%軽減)
5 千万円超	1 億円以下	6 万円	3 万円	3 万円(50%軽減)
1 億円超	5 億円以下	10 万円	6 万円	4 万円(40%軽減)
5 億円超	10 億円以下	20 万円	16 万円	4 万円(20%軽減)
10 億円超	50 億円以下	40 万円	32 万円	8 万円(20%軽減)
50 億円超		60 万円	48 万円	12 万円(20%軽減)

税額表は http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/inshi/pdf/zeigaku_ichiran.pdf を確認して下さい。

(2) 5月の主な税務

5月の申告や提出の主なものは以下の通りになりますのでご確認ください。

提出期限等	内容
5月12日	4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限
5月15日	特別農業所得者の承認申請の申請期限
県の条例で定める日	自動車税の納付 鉦区税の納付
6月2日	3月決算法人の確定申告
6月2日	3・6・9・12月決算法人と個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月2日	法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
6月2日	9月決算法人の中間申告
6月2日	消費税の年税額が400万超の6・9・12月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
6月2日	消費税の年税額が4800万超の2・3月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告
6月2日	確定申告税額の延納の届出に係る延納税額の納付

(3) スタッフの一言

5月になり、私たちの繁忙期である3月決算法人の確定申告時期を迎えました。そして、消費税の税率アップから早1か月経ちました。大きな買い物をする機会があまりないので、実感があまり湧いてきませんが、お店によって税抜表示や税込表示は消費者の立場からすると、混乱します。忙しい時期ではありますが、体調には十分に気をつけて、少しでもみなさまのお役に立てるように努力して参りますので、今後ともよろしくお願ひします。

(担当 青木)